

一般社団法人公園からの健康づくりネット 寄附金取扱規程

令和6年12月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人公園からの健康づくりネット(以下「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 本法人が寄附者から受ける寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄附金(個人又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄附金)

(2) 特定寄附金(個人又は団体から使途を特定されて受領する寄附金及び広く一般社会に本法人が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄附金)

2 寄附金には、金銭以外の財産及び経済的利益(以下「寄附物品等」という。)を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本法人は、常時、一般寄附金を募るものとする。

(特定寄附金の募集)

第4条 本法人は、特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、第5条第3項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募集要項」という。)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、理事会の決議によりその使途を決定する。

2 特定寄附金は、寄附者が特定し、又は本法人が募集に際し特定した使途に使用するものとする。ただし、特定寄附金の全部又は一部を寄附者が特定した使途以外の使途に使用すること(以下「目的外使用」という。)について寄附者の書面による承認を得た場合で、かつ、特定寄附金の全部又は一部の目的外使用を行うことについて理事会の承認を得た場合には、その理事会の承認を得た

金額について目的外使用を行うことができる。

3 本法人が募集する特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、本法人の事業に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30パーセント以下でなければならない。

(寄附金の受入基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合、本法人は寄附金を受け入れることができないものとする。ただし、寄附金の受領後に第2号に該当することが判明した場合には、受領した寄附金は、寄附者又はその継承人に対して返還することができるものとする。

(1) 本法人に申し入れのあった寄附に、次に掲げる条件等が付されている場合

ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること

イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること

エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること

(2) 本法人に申し入れのあった寄附が、反社会的勢力に関わりのある寄附である場合

(3) 寄附金の受け入れにより本法人の業務に著しい負担又は支障が生じる場合

(4) 寄附金の受け入れが本法人の事業目的の達成に資するものではない場合

(5) その他寄附金の受け入れが不適切であると本法人が判断した場合

(寄附金の受入手続)

第7条 寄附者から本法人に対し寄附の申し入れがあった場合には、寄附内容が前条の規定に該当しないことを確認し、寄附を受け入れるものとする。ただし、前条の規定に該当しないことが明らかな寄附の申し入れの場合及び募金箱並びにインターネットを通じた募金システム(以下「ネット募金」という。)による寄附の申し入れの場合は、

この確認手続きを省略することができる。

2 本法人は、寄附金を受ける場合には、寄附申込書その他適切な書面により寄附の申し入れを受けるものとする。ただし、募金箱並びにネット募金による寄附の場合は除く。

3 前項の寄附申込書には、必要に応じて次の事項を記載する。

(1) 寄附者の住所及び氏名

(2) 寄附金の額（寄附物品等の寄附である場合には、その種類等）

(3) 一般寄附金又は特定寄附金の別

(4) 寄附金の使途（寄附金が特定寄附金である場合に限る。）

(5) その他必要な事項

4 本法人は、寄附の申し入れを受けたときは、寄附者に対し受領書を発行する。ただし、募金箱並びにネット募金による寄附の場合は除く。

（顕彰及び報告）

第8条 本法人は、本法人に対して寄附を行った者に対して別に定めるところにより顕彰することができる。

2 本法人は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の使用に係る報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、広報等への公開をもってこれに代えることができる。

（個人情報保護）

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

（その他）

第10条 本規定に定めるもののほか、寄附金の取り扱いに関して必要な事項は理事長が別に定めることができる。

（改廃）

第11条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

この規程は、令和6年12月19日から施行する。